

埼玉県景観アドバイザー派遣制度設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民等の団体が実施する景観まちづくりに関する講演会や勉強会等に、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成を図るとともに、地域住民の景観まちづくり活動の促進に資することを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 講演会や勉強会、ワークショップ、視察等の講師としてのアドバイス
- (2) 地域住民のルールづくりに関する専門的な助言及び指導
- (3) その他、知事が必要と認めるもの

(委嘱)

第3条 知事は、景観まちづくりに関し専門的な知識や経験を有する者、景観まちづくり活動実践者のうちから適当と認められる者を、アドバイザーに委嘱し、登録する。知事は、原則として登録したアドバイザーを派遣する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費の負担)

第5条 県はアドバイザーに対し、予算の範囲内において派遣に伴う謝金等を支給する。

(庶務)

第6条 アドバイザー派遣に関する庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

埼玉県景観アドバイザー派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県景観アドバイザー派遣制度設置要綱第7条に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 派遣対象となる講演会や勉強会等は、自治会、学校、商工会、地域グループ、行政、その他各種団体が開催するもので、次の各号の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 県内において開催されるもの
- (2) 県民又は埼玉県に通勤・通学する者を対象とするもの
- (3) 参加者が原則として複数名のもの
- (4) 政治、宗教、営利を目的としないもの、その他本事業の目的に合ったもの

(講演会や勉強会等の内容)

第3条 講演会や勉強会等の内容は、地域の良好な景観形成を図り、地域住民の景観まちづくり活動の促進に資するものとする。

(派遣手続き)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する者は、埼玉県景観アドバイザー派遣申請書(様式第1号)を知事に提出する。

- 2 知事は、派遣申請書を審査し、派遣する場合は景観アドバイザーを決定し、景観アドバイザーには、埼玉県景観アドバイザー派遣依頼書(様式第2号)により派遣依頼し、申請者には、埼玉県景観アドバイザー派遣決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、派遣地の市町村長にその写しを送付する。

(実施報告)

第5条 申請者は、講演会や勉強会等の終了後、10日以内にその実施結果について、埼玉県景観アドバイザー派遣報告書(様式第4号)により、知事に報告する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、アドバイザー登録に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。